

下関市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	戸	澤	昭	夫
同	井	川	典	子

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年11月30日まで

3 監査の範囲

- (1) 指定管理者の指定手続等に係る事務の執行状況
- (2) 令和6年度の指定管理者による施設の管理、出納事務
- (3) 令和6年度の施設の事業実績
- (4) 指定管理者による施設の管理、出納事務（対象：令和7年7月末まで）
- (5) 施設の事業実績（対象：令和7年7月末まで）
- (6) 所管課における指定管理者への指導及び監督の状況

4 監査の着眼点

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導

及び監督が適切に行われているかどうかの主眼をおいて実施した。

5 監査等の実施内容

指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査した限りにおいて、対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務において、対象とした施設については、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね本市の財政的援助等の目的に沿って適正に執行されていると認められた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

下関市安岡地区複合施設について	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 安岡コミュニティセンターの現金の出納業務について、令和7年1月分及び7月分を抽出して調査した結果、以下の事項が確認された。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 利用料金を徴収した際に領収書を交付していないものがあった。</p> <p>イ 許可証(控)及び領収書(控)と月次業務報告書及び現金残高表(日次現金出納簿に相当)の照合をした結果、以下の事項が確認された。</p> <p>(ア) 1月23日に同日の第2研修室の利用料金を徴収した記録があるが、月次業務報告書及び現金残高表に使用及び利用料金の徴収が記録されていないにもかかわらず、当日の現金と現金残高表の残高が一致していた。</p> <p>(イ) 7月5日に同日の園芸棟冷暖房使用料を徴収した記録があるが、月次業務報告書に使用及び利用料金の徴収が記録されていなかった。また、同日にはキッチンスタジオの利用料金(冷暖房設備使用料含む。)を金額を誤って徴収した記録があるが、月次業務報告書は正しい利用料金で記録されていた。こうした状況であるにもかかわらず、月次業務報告書の利用料金の金額と現金残高表が一致し、当日の現金と現金残</p>

	<p>高表の残高が一致していた。</p> <p>(2) 管理運營業務のモニタリングについて、以下の事項が見受けられた。下関市安岡地区複合施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、適正に評価を実施されたい。</p> <p>ア 基本協定書第34条第1項の月次モニタリングを同項のチェックシートにより行っていなかった。</p> <p>イ 基本協定書第34条第4項のアンケート調査を実施していなかった。</p> <p>ウ 下関市安岡地区複合施設の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）第3条の目標値を「利用者の数」及び「講座の実施時間数」と設定しているが、所管課は、目標値の達成度を評価する際、「利用者数」の達成度は評価していたが、「講座の実施時間数」の達成度を評価していなかった。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 安岡地区複合施設整備事業はPFI事業と指定管理者制度を導入して事業を行っており、SPC（特別目的会社）を指定管理者に指定しているが、実際の業務は、SPCに出資する構成企業がそれぞれ役割を分担し、直接、維持管理業務や運營業務を行っている。事業報告書では、指定管理者における収支が報告されているが、支出費目としては、各構成企業に対する支払を人件費、管理費として一括計上しているなど、指定管理者の関係書類や帳簿などからは指定管理業務及び自主事業の詳細な人件費、光熱水費、修繕費など実際の内訳が不明で、所管課も把握できていなかった。</p> <p>指定管理者制度は、効果的、効率的に公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。このため、収支の実態を把握することは、目的の達成度を検証するために重要であると思料することから、収支報告の目的に鑑み、所管課は、指定管理業務の収支状況を適切に把握するよう努められたい。</p>
	<p>下関市都市公園山陰エリア（憩ヶ丘公園、下関北運動公園、安岡地区公園、川中東部公園、吉見近隣公園、夕なぎ公園、川中中央公園）について</p>
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
	<p>下関市都市公園山陽エリア（住吉公園、関見台公園、小月公園、木屋川近隣公園、下関中央墓園、勝山地区公園）について</p>
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

豊田湖畔公園施設について	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
下関市豊浦自然活用総合管理センターについて	
	[指摘事項] <p>(1) 所管課は、毎月の業務報告書を受領する際、担当者間で指定管理業務や自主事業の実施結果が主な内容の協議を行っており、この協議をもって下関市豊浦自然活用総合管理センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第54条の連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を実施したものと認識していた。連絡調整会議について、課題や問題点などの情報共有や意見交換が図れるよう、適正な協議体制を整備されたい。</p> <p>(2) 下関市豊浦自然活用総合管理センターの管理運営に関する年度協定書第3条の達成すべき目標値を「利用者の数」及び「都市農村交流事業及び各種講座の参加組数」と設定しているが、所管課は、目標値の達成度を評価する際、「利用者の数」の達成度は評価していたが、「都市農村交流事業及び各種講座の参加組数」の達成度は評価していなかった。基本協定書に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	[意見] なし
下関市豊北地区集客施設について	
	[指摘事項] <p>(1) 前回監査において、指定管理者自身が施設を利用する自主事業を実施するに当たり、下関市豊北地区集客施設の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第6条第1項に基づく使用許可の手続を行っていなかったため、指定管理者を指導するよう求めていた。これに対し、一部改善しているものもあったが、一部の事業については、使用許可の手続が行われていなかった。所管課は、設置条例に基づき、適正に事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。</p>
	[意見] なし

以上

監査対象一覧表

指定管理者監査

施設名	指定管理者名	所管部局所課
下関市安岡地区複合施設	株式会社 モア・ザン・グリーン	市民部 まちづくり政策課
下関市都市公園山陰エリア (憩ヶ丘公園、下関北運動公園、安岡地区公園、川中東部公園、吉見近隣公園、夕なぎ公園、川中中央公園)	株式会社 下関植木	都市整備部 公園緑地課
下関市都市公園山陽エリア (住吉公園、関見台公園、小月公園、木屋川近隣公園、下関中央墓園、勝山地区公園)	公園管理共同事業体 三和土	都市整備部 公園緑地課
豊田湖畔公園施設	一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団	豊田総合支所 地域政策課
下関市豊浦自然活用総合管理センター	一般社団法人 豊浦産業振興事業団	豊浦総合支所 建設農林水産課
下関市豊北地区集客施設	株式会社 道の駅豊北	豊北総合支所 地域政策課